

はじめに

執筆の依頼をいただいて平成18年7月から4年間、日刊自動車新聞の「車笛」欄に月1回各都道府県最初の乗合自動車について連載した。

そもそも乗合自動車の誕生について調査することとなったのは、新潟県の友人から乗合自動車が出ている熊本県の古い絵ハガキを送って戴いたことから、この自動車がどういう自動車なのかと興味をもち調べ始めたのが発端であった。調査はかなり苦労したが、解明できた喜びは大きかった。そこで、鹿児島県、宮崎県、長崎県と九州全県に手を伸ばし、ついに全国の乗合自動車の誕生の歴史を調べることとなったのである。

24年間日本の自動車史についての研究を続けているが、私の調査方法には手順があるので、それを熊本県の場合を例にして述べてみたい。

1. まず第一に地元の新聞を丹念に見ることである。熊本県では白川新聞、九州日日新聞、熊本新聞、九州新聞が国会図書館に保存されている。同紙の大正元年10月3日付けに「自動車試乗記」という記事があり、その前後から自動車の記事がたびたび報道されている。新聞は事件の年月日をはっきりしているので、最も重要な資料である。

2. 次は自動車取締規則である。これについては私の恩師故大須賀和美先生から頂戴した「自動車日本発達史・法規資料編」が座右にある。自動車取締規則が公布されなければ、営業が許可されない。新聞に自動車を購入して乗合自動車を開始する、という記事が出ているからといって、必ずしも営業が開始されたとは限らない。これは注意する必要がある。

3. 次は営業した人物調査である。熊本県で最初に営業を開始したのは熊本自動車運輸組で、社長が友常穀三郎、専務取締役が林千八郎である。この2人がどういう人物かを調べなければならない。林千八郎は九州日日新聞に「九州の人」という写真入りの紹介記事が出ているので略歴調査は省けた。社長の友常穀三郎は国会議員名鑑に出ていた。それによれば栃木県選出衆議院議員で、東京外国語学校に学び、明治法律学校教授、神戸の貿易商、長野の南信自動車会社社長、九州商業銀行頭取、九州東肥鉄道株式会社社長と、幅広い経歴の持ち主である。

4. 次は会社登記簿である。これは私が20年間かけて官報と、法務局から収集した自慢の武器がある。明治16年から昭和21年までの全国自動車会社が収録されている。その中から南信自動車株式会社を引き出してみると、同社は明治44年12月10日設立、本店長野県下伊那郡飯田町886番地、資本金10万円、1株50円、払込14円で、社長神戸市山本町通3丁目1番地、友常穀三郎とある。そして取締役の1人に下伊那郡飯田町493番地の鷲津光之助がいる。九州日日新聞には、この鷲津光之助が、南信自動車株式会社が購入した2台のうちの1台を横浜から熊本まで運んで来て試運転を披露した、という記事が出ている。南信自動車株式会社と熊本自動車運輸組は同族会社ということになる。

南信自動車株式会社については15年ほど前に、この会社登記簿を頼りに取締役、監査役の住

所を探し歩いたことがあるので、調査済みであった。

5. 次は県の統計書である。統計書を見ると、熊本県では大正2年に2台、3年に3台となっている。熊本自動車運輸組の使用車は3台ということになる。

6. 最後は購入した自動車の車種であるが、南信自動車株式会社が使用した自動車と同じものとするれば、これは日本自動車倶楽部が発行した業界誌「自動車」に掲載されていたフランス製クレメント・バイヤールとドイツ製のロイドである。つまり友人が送ってくれた熊本城を背景にした乗合自動車はロイドで、日奈久温泉入り口で撮った乗合自動車はクレメント・バイヤールということになる。

以上のように、熊本県の場合は長野県の自動車史を研究しないと解決できない問題を含んでいる。あるいは大阪自動車株式会社などは、会社は解散したが、後に残ったまだ何とか使えるような中古車12台を売りに出した。安かったので全部売れた。大阪市以外に三重県、奈良県、島根県、鳥取県などで買ったことが判っている。島根県、鳥取県などは最初の乗合自動車である。これもなかなか複雑なことがあって調査が難しい。難しいだけに解決した楽しみはまた格別である。加えて全国の乗合自動車誕生の歴史が1冊にまとめ、今後の日本の自動車史研究に役立つのであればさらなる喜びである。

佐々木 烈

目次

はじめに…2

■北海道・東北地方

北海道…6 青森県…10 岩手県…14 宮城県…18
秋田県…22 山形県…26 福島県…30

■関東地方

茨城県…36 栃木県…40 群馬県…44 埼玉県…48
千葉県…52 東京都…58 神奈川県…62

■中部地方

新潟県…68 富山県…74 石川県…78 福井県…82 山梨県…86
長野県…90 岐阜県…96 静岡県…100 愛知県…104

■近畿地方

三重県…110 滋賀県…116 京都府…120 大阪府…124
兵庫県…128 奈良県…132 和歌山県…136

■中国地方

鳥取県…142 島根県…146 岡山県…152 広島県…156 山口県…160

■四国地方

徳島県…166 香川県…172 愛媛県…176 高知県…180

■九州・沖縄地方

福岡県…186 佐賀県…190 長崎県…194 熊本県…200 大分県…204
宮崎県…208 鹿児島県…212 沖縄県…216

まとめ 全国各都道府県の乗合自動車誕生の検証を終えて…222

巻末資料…229

● Japan's Automobile History
日本自動車史

北海道・東北地方

北海道最初の 乗合自動車を検証する

1、北海道に自動車出現

明治43年(1910年)5月3日の「小樽新聞」を見ると、札幌大通り西6丁目の多力商会主ほか2、3名が購入した自動車が既に到着したので、近々札幌～円山間を1人片道20銭で運転を開始する、と報じている。

これが北海道に自動車が出現したことを伝える最初の報道である。

多力商会は医療器具の販売店で、小樽区手宮町にも支店を持っていた。多力商会の他に資金を出したのは、札幌区北一条東2丁目5番地の乾物、荒物商諸橋熊吉、札幌区南3条西4番地の薪炭商高橋栄祐、小樽区色内町11番地の砂糖、小麦粉卸業今井六郎らである。

自動車が到着したのはちょうど花見の季節で、1週間後には円山公園は花見客でにぎわった。

同年5月11日の「北海タイムス」を見ると、「自動車大当たり」という見出しで、

「札幌では(自動車を)初めてみる人が多い故か、この花見時を当て込んで開業したただ1台の自動車の繁盛といったら夥しい。勿論これは珍しいばかりでなく一つは経済的でもあるからで、花見時を見込んだ人力車の高値といったらない。皆が皆までも言えないが、市内から円山まで6、70銭という法外な貪り方だ。然るに自動車は20銭だ。それもただ1台しか無いのだから、目の回る繁盛も無理のない」

と報じている。

また同年6月30日の新聞には、

「南一条西3丁目の路上で、自動車が驚いた荷馬車が暴れだし、制止させようとした馬車曳きが馬車の下敷きになって大怪我をした」

と報じている。直接衝突した事故ではないが、自動車による事故には違いない。

しかし1年後の44年5月6日に新聞に再び、「南一条新川側より円山間を往復する自動車が運転を開始」という広告が出ている。と言うことは、その後一時運行を中止し、1年後に再開したもので、別の業者が開業したのではない。

2、自動車はベンツの中古車

さて、諸橋氏らが購入した自動車であるが、今井デパートの社史「丸井今井百年のあゆみ」に、今井呉服店前で自動車を見ようと集まった人々の写真が出ている。

写真が小さいので、株式会社丸井今井の秘書広報室にお願いして原版からコピーを送っていただいた。写真は2枚で、別に自動車の説明文が1枚あった。説明文には次のように書かれている。

「北一条東二丁目の商業諸橋さんと薪炭商高橋さんの共同で札幌で遊覧自動車を目的として東京から買ってきた中古車だった。間もなく使用出来なくなり、見世物として見料5銭で見せた」という。ドイツ・ベ



資金を出したひとり、諸橋熊吉

明治四十三年五月三日

日六月五年四十四治明

北海タイムス

小樽新聞

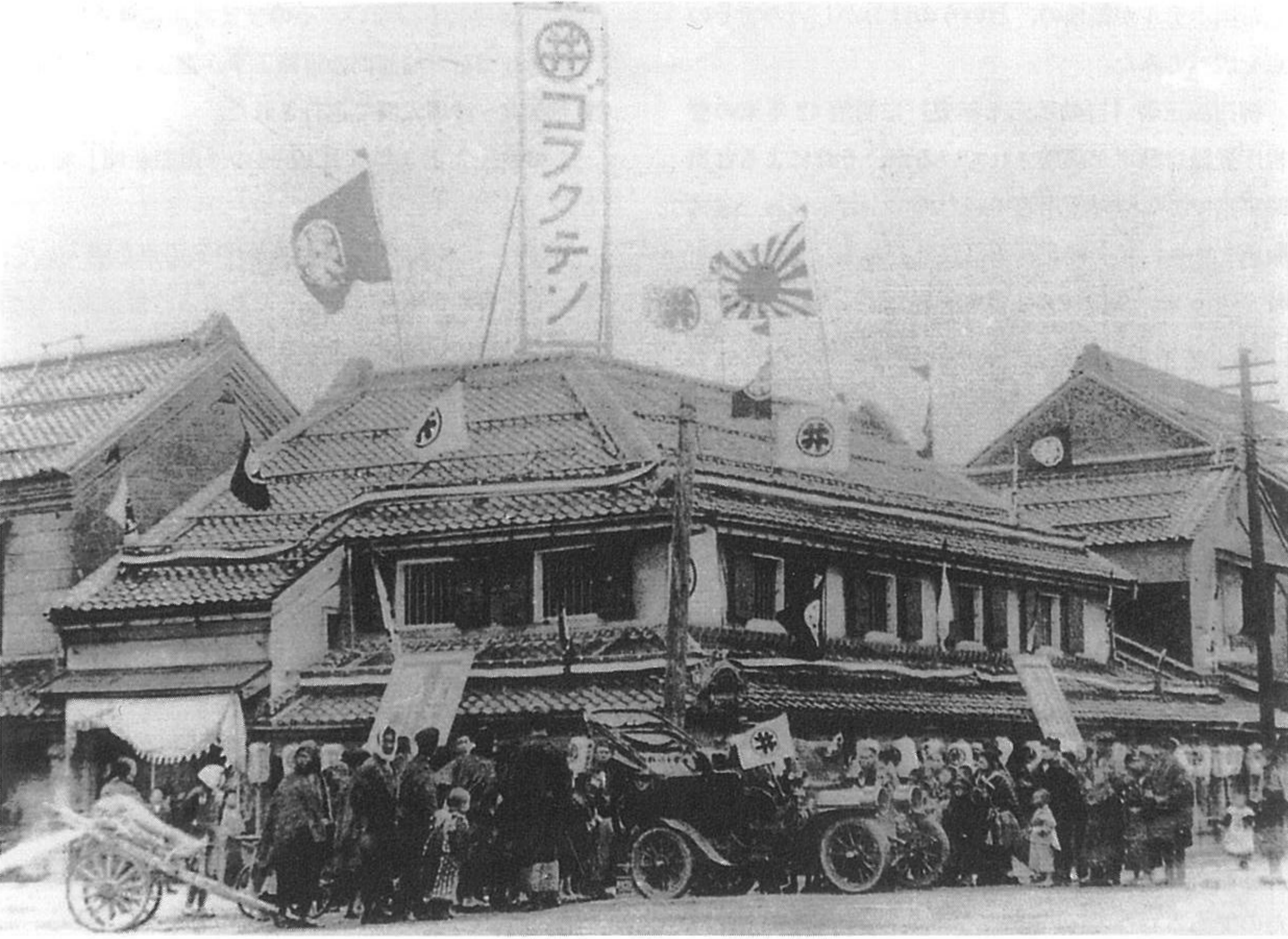
自動車運轉開始

五月五日ヨリ毎朝六時運轉開始
 始南一条新川側ヨリ円山間
 往復共片道金二十銭均一

●札幌の乗合自動車
 目多力商会主外二三名にて購入したる乗
 合自動車は既に到着したるを以て札幌圓
 山間二十銭にて近々運轉を開始すべしと

札幌大通り西六丁目
 多力商会主ほか2、3名
 が購入した自動車が既に到着したので、
 近々札幌～円山間を1人片道20銭で運轉を開始すると報じている

札幌大通り西6丁目の多力商会主のほか2、3名が購入した自動車が既に到着したので、近々札幌～円山間を1人片道20銭で運轉を開始すると報じている



ベンツを見に集まった人々で大混雑する今井呉服店前

ンツ製、ライトはアセチレン・ガス燈、エンジンは水冷式4サイクル、電気は乾電池でパイプレーション・コイルにより誘導、プラグ点火で発動したら、乾電池を切り換えイグニターを使い点火させて運転するという複雑なものであったという。

さらにこの自動車購入の経緯については、かつて丸井今井洋品店に勤めていて、昭和51年8月、北海道開発振興功労者として表彰された小柳周吉という人の回顧談を録音したテープが、道立文書館に残っている。その録音の中で小柳氏は、その自動車について次のように語っている。

「最初、横浜に自動車を買に行った。そこで東京築地の帝国ホテルで中古のベンツを売りに出しているとの話を聞き、それで東京から横浜まで試乗して、具合が良かったら買うことにした。代金3千円はみんなの合資で、このうち千円くらいを今井六郎さんが出した。買ったベンツで円山へ花見に2、3回行った」

帝国ホテルが築地の、というのはおかしいのでその点を調べてみた。

柳田諒三著『自動車三十年史』に明治42年末の警視庁登録自動車に掲載されているが、それによると当時東京でベンツを使用していたのは、日本橋の三越呉服店と築地の精養軒北村重昌だけである。北村氏は当時、マルゴーとベンツ2台を所有していた。

ベンツは12馬力、5人乗り、価格4000円で、明治42年3月に購入している。

従って今井氏らが購入した中古車は築地の精養軒北村氏が使用していたベンツと考えられる。

3、大正3年末に道内には 4台の自動車が運行していた

大正3年に入ると江差、寿都、苫小牧、留萌など各地で乗合自動車を計画する者が現れる。

そこで道庁も放任するわけにはいかず、大正3年3月8日、庁令第21号で自動車取締規則を制定公布したのである。

業界紙「モーター」の大正3年末調査によれば、道内には自家用車1台、乗合自動車3台と記載しているし、「東京輪界新聞社」の同4年4月の調査で

は、4台の内訳を、自家用車は函館区船見町59番地の米国代弁領事館に1台、乗合自動車は根室郡根室町松ヶ枝1丁目10番地の大津瀧三郎、小樽区稲穂町14番地の小樽自動車株式会社、日高国三石郡三石村本桐の大塚四郎が各1台と記載している。

根室の運送業者大津瀧三郎の乗合自動車は、町内有志の後援で大正3年7月14日から運転を開始したもので、根室～歯舞間、根室～落石間を運行した。

小樽自動車株式会社の設立は大正3年8月20日で、資本金4千円、社長が堺町の佐野徹三、取締役は山田町の倉田嘉橋、相生町の中村精治、監査役に奥沢町村の野口小吉という経営陣だった。

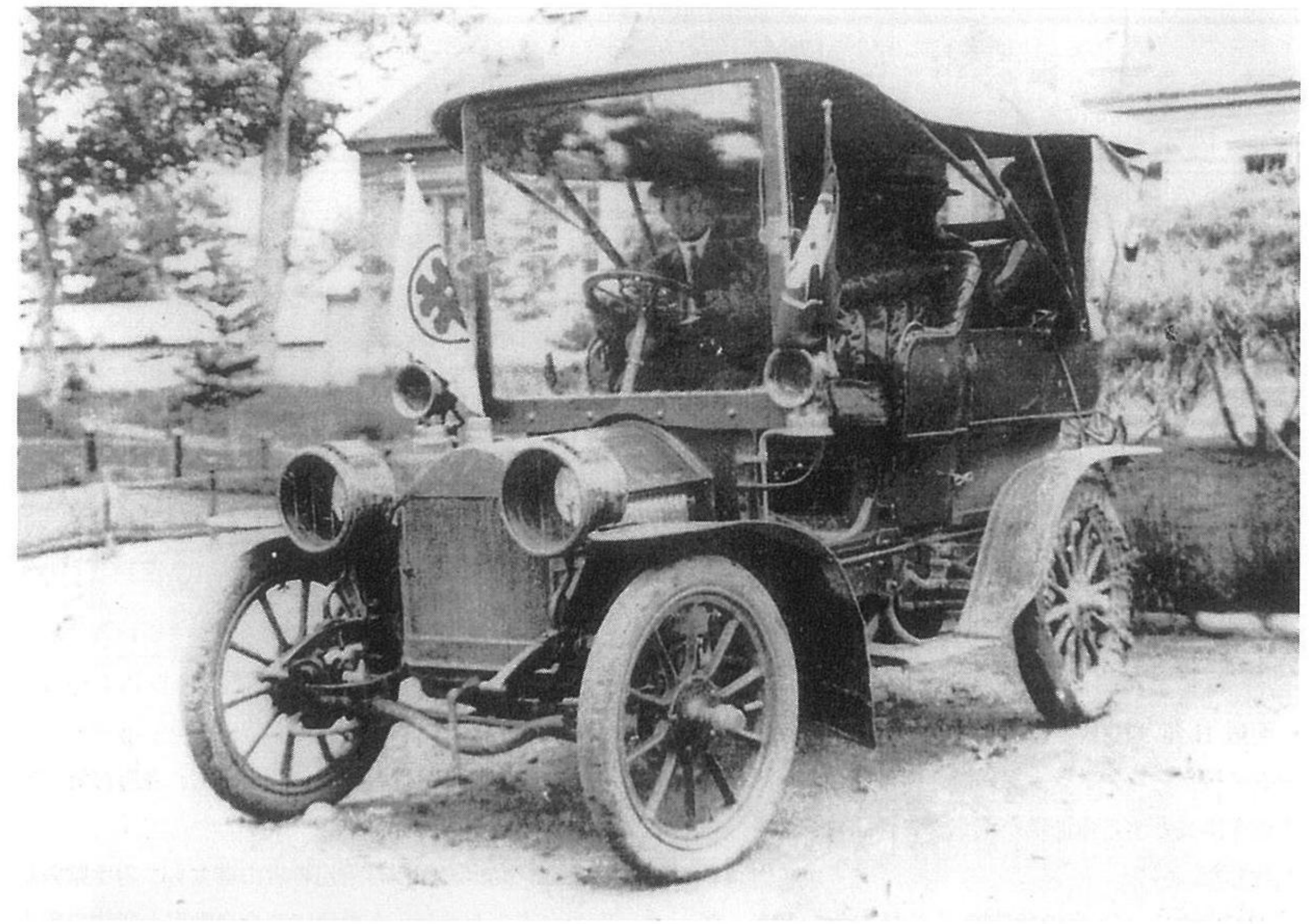
しかし経営は不振で、2年後の5年10月15日には解散している。

日高の大塚四郎の自動車は当初、函館の洋品雑貨商博品館主藤野武平が経営したもので、浦河～沙瑠太間を計画し、大正3年2月22日に、自動車が函館に到着して試運転を行ない、そのまま浦河に運んでいる。しかし、三石～浦河間の道路工事が進まず、とりあえず下々方～沙瑠太間で運行された。

この他、大正3年5月21日の「函館新聞」を見ると、

「区内タナゴ潤町の白鳥泰平が自家用車を購入して、さっそく自宅付近を試運転したところ、警察官に見つかり、当局に届け出なかったというので説諭された」と報じている。

道内の自動車はその後増加が鈍く、内閣統計局の調査によれば、大正7年3月末に20台、大正8年同42台、大正9年同84台、大正10年同95台、大正11年同103台となっている。



今井呉服店のベンツの全景



小樽自動車株式会社の自動車

石川県最初の 乗合自動車を検証する

1、自動車取締規則制定

明治36（1903年）年11月、金沢市の有志らが、市内と鶴来間に乗合自動車の運行許可を出願した。

しかし県ではまだ自動車取締規則を制定していなかった。それどころか、当局者は噂（うわさ）に聞いたことはあるが、自動車というものがどんなものか見たことがなかった。

出願者に聞いてみると、隣の富山県では取締規則を公布し、許可しているので近々営業が開始されるはずだし、名古屋ではすでに自動車事業を行なっている者がいる、というのであった。

そこで、当局者は富山県に問い合わせたり、名古屋に西田正明警部らを派遣して自動車の実態を見聞させ、どんな取締規則をつくったらよいか調べさせ、苦心惨憺（さんたん）の末、明治36年12月29日、県令第78号、5章50条の自動車取締規制を制定公布した。

わが国最初の自動車取締規則は愛知県で、明治36年8月20日の制定であるから、その4カ月後のことである。

認可はされたがこの金沢～鶴来間の乗合自動車は実現しなかった。当時日本に輸入された自動車は全部で10台ほどしかなく、すべて売り尽くされ、しかも翌年の2月には日露戦争が起こったため輸入が途絶えて名古屋も富山県の実際には営業していない。

それから4年後の、明治40年1月に再び乗合自動

車の営業を出願する者が現れた。

これは大阪府の富永藤兵衛らによるもので、金沢市内での乗合であった。

しかし県当局は、金沢市内の道路は坂が多く、狭隘（きょうあい）な上に電柱が林立して自動車の運行は極めて危険である、という一方的な理由で却下している。

2、最初の認可と自動車税

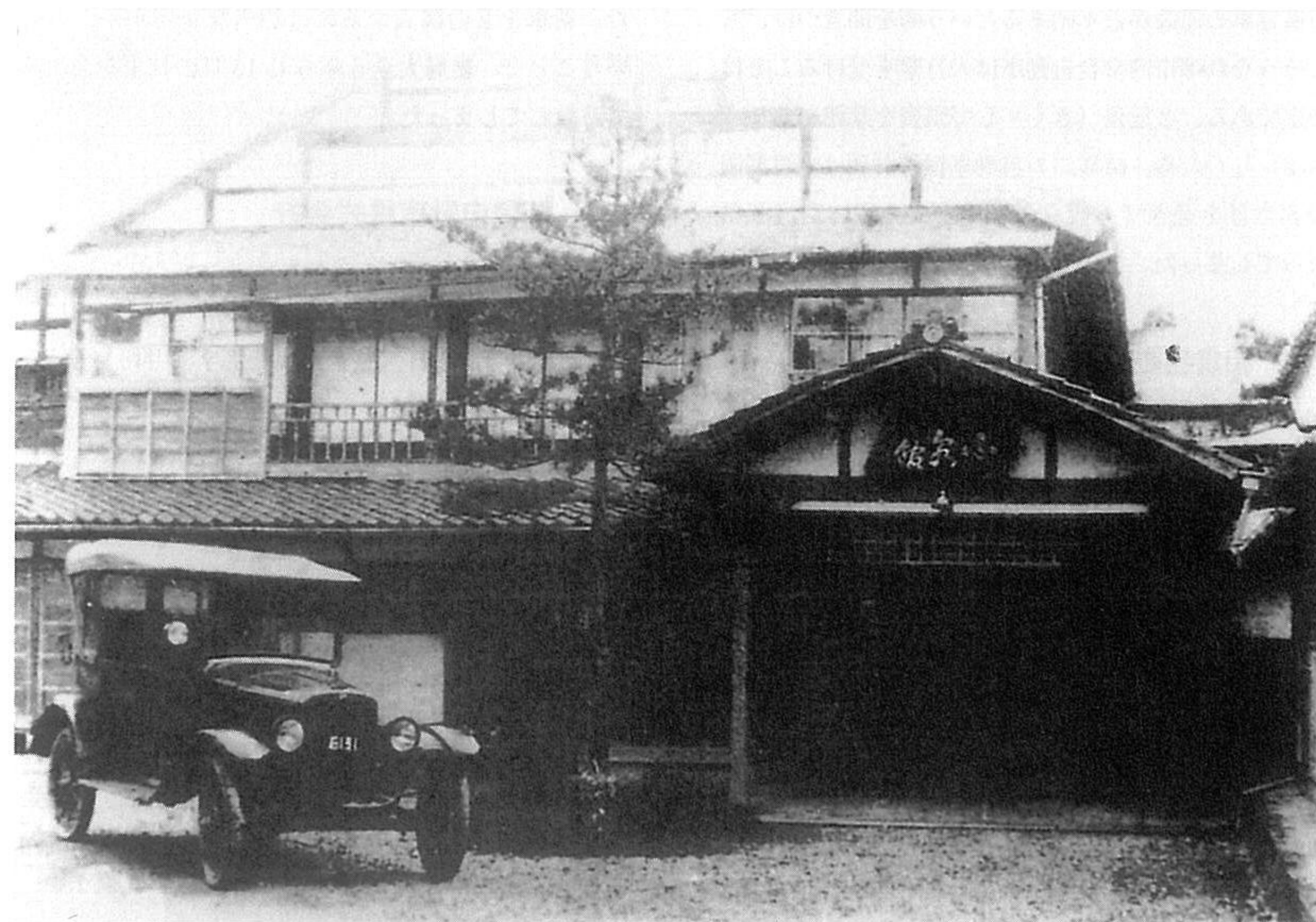
それからさらに4年後の明治44年4月に金沢市内の石沢辰太郎、篠原譲吉らが、名古屋の弁護士磯部醇、長谷川鉄太郎らと乗合自動車を計画し県に出願した。営業路線は金沢市内の枢要地域4路線だった。

この出願に対して県は慎重な審査をした後、「許可した日から8カ月以内に営業を開始すること、その期間内に開業出来ない場合は許可を取り消す」という条件を付けて認可した。

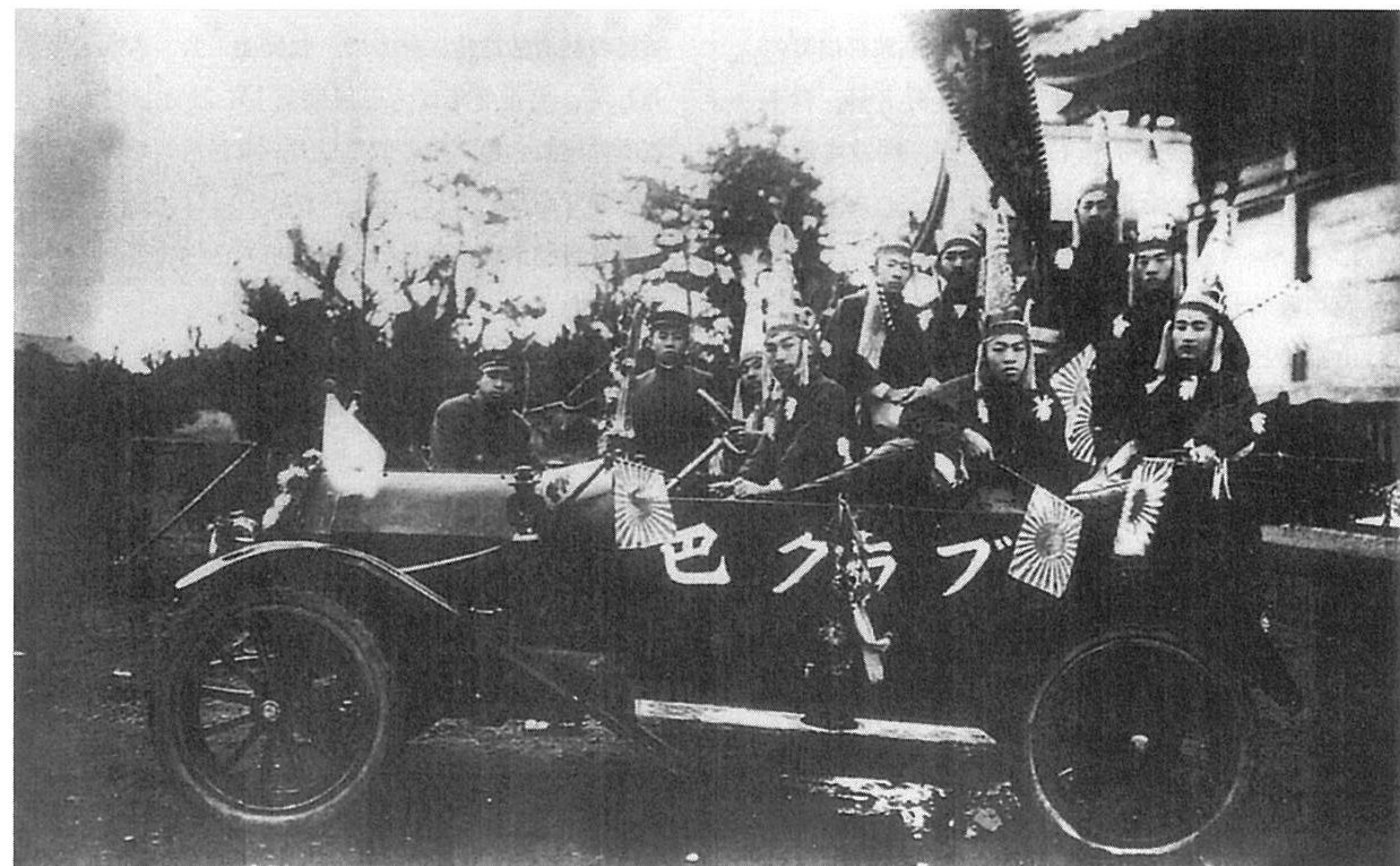
自動車営業を認可すると同時に、財政難に苦しむ県では、さっそく年末の県議会に自動車税の賦課を提議し、年税1台10円を可決させた。

当時交通関係の課税は人力車の営業が2円50銭、自家用が5円、自転車3円50銭、馬車1頭立て6円50銭、1頭を増すごとに半額加算、であったから自動車は2頭立て馬車とほぼ同額であった。

一方、認可された篠原譲吉らは直ちに合資会社設立に向け奔走したが、名古屋の出資者の中から金沢市の



和倉自動車株式会社の英国製ハンバー、旅館は小泉館



能登自動車株式会社のフォードとバクラブの会員たち。大正4年、大正天皇即位の祝賀で

市街電車の建設が近々始まるという噂を聞きつけ、もしそうならば市内乗合自動車は大打撃を受けることは必定である、と危惧（きぐ）して出資を躊躇（ちゅうちょ）したため、結局この自動車運行計画は認可期限の8カ月を過ぎてても設立の目途が立たず、お流れになってしまった。

3、和倉自動車株式会社

大正3年6月、鹿島郡七尾町字生駒町12番地の山原仁太郎が英国製ハンバーを1台購入して七尾と和倉温泉間の乗合自動車営業を開始した。

運賃は30銭、子供半額の15銭だった。

結局これが石川県最初の乗合自動車になった。

しかし、半年もすると故障がひどくなったため、東京の自動車会社に依頼して完全な整備を施すことになった。その間3カ月ほど休業した後、再び営業を再開した。

その休業していた間、和倉の鉱泉（温泉）組合では客の送迎に不便を感じたことから自動車を1台購入した。

これはフォードの中古車で、富山県東砺波郡出町の中越自動車株式会社（設立 大正3年4月3日、資本金2万5千円、社長神沢新右衛門）が、解散するにあたって使用していた車を1500円で販売したものであった。

和倉に乗合自動車が2台になったので、旅館組合では山原氏と話し合った結果、株式会社組織にして運営しようということになり、大正4（1915）年5月12日、鹿島郡端村字和倉レ70番地に資本金1万円の「和倉自動車株式会社」が設立された。

社長には和歌崎館主で、和倉鉱泉組合代表和歌崎六五郎。

取締役には小泉館主小泉作太郎、多田館主多田吉松、あさひ屋旅館主田中信一、それに七尾町の山原仁太郎。

監査役が和倉の多田吉右衛門、辻松太郎、立山渉という経営陣であった。

しかし半年もすると2台とも傷みがひどくなり、鉄道の発着ごとの定期運行に支障が出るようになって

た。新車を2台購入するには相当な費用がかかるということで、結局大正6年5月13日の株主総会決議で解散してしまった。

4、能登自動車株式会社

その和倉自動車株式会社の設立に3カ月遅れて、大正4年8月16日、鳳至郡輪島町字河井町二部262番地に資本金1万円の「能登自動車株式会社」が設立された。

社長が輪島町の県議会議員新田与一で、取締役が穴水町の清水省三、七尾町の大林亀太郎、監査役が輪島町の立野作太郎、穴水町の川崎豊次郎という経営陣であった。

営業路線が輪島町と穴水町を結ぶ穴水街道5里24町で、料金は大人1人2円50銭だった。

当時人力車賃が85銭だったから3倍の料金だったが、人力車が4時間かかるのを自動車はわずか1時間しかかからなかった。

社長新田与一は当時輪島電気株式会社専務取締役、能越汽船株式会社の取締役であったが、沈滞していた輪島の経済活性化に熱心で、輪島商工会の若手らと協力して、大正2年に「巴倶楽部」を設立して水力発電所の建設、輪島塗の販路拡大、交通機関の充実を図ったのである。

能登自動車株式会社の設立もその活性化運動の一つであった。

しかし料金が高かったためか利用者は少なく、乗合自動車事業はわずか2年間営業しただけで、大正6年7月15日に解散のやむ無きに至った。

北陸地方の自動車事業は豪雪のためか各県とも振るわず、北陸第一の都市金沢市を擁する石川県でも自動車が普及するのは大正9年以後である。

車				
自働車	車積牛馬	馬車	荷車	人力車
		馬一頭ヲ増ス毎ニ本税ノ半額ヲ増ス	荷臺ノ坪數十坪未滿ノモノハ本税ノ半額	自用ノモノハ本税ノ二倍
同	同	同	同	同
拾圓	錢四圓五拾	錢六圓五拾	錢貳圓五拾	錢貳圓五拾

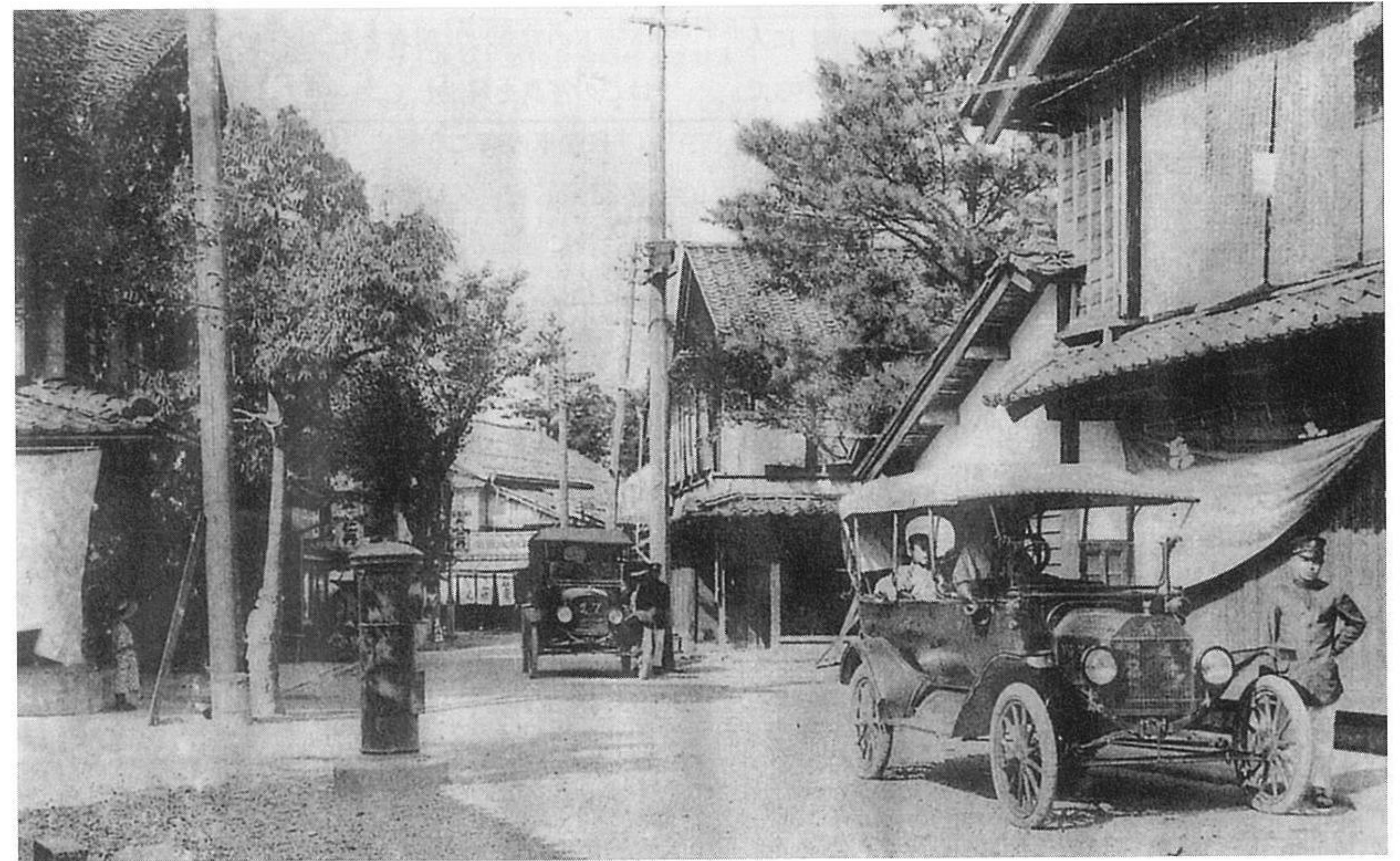
明治44年に自動車税10円を制定した

本令ニ違背シタル者ハ壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス
 明治三十六年十二月二十六日
 石川県令第七十八號
 自動車取締規則左ノ通定ム
 明治三十六年十二月二十九日
 石川県知事 村上義雄
 村 上 義 雄

第一章 通 則

第一條 本則ニ於テ自動車トハ蒸氣、瓦斯、電氣ヲ動力トシ軌道ニ由ラスシテ運轉スル車輛ヲ謂フ
 第二條 自動車ハ分テ乗合營業貨貨營業並ニ自用ノ三種トス其種類ニ依リ特別ノ規程ヲ要スルモノハ各章ノ所定ニ依ルヘシ
 第三條 自動車ヲ運轉スルトキハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
 一 速度ハ一時間八哩ヲ超過スヘカラス
 二 原動力蒸氣式又ハ瓦斯式ニアリテハ發車前ニ於テ水槽ノ水量及燃料ノ不足ナキヤ否ヤニ注意スヘシ
 三 車體及原動機ハ常ニ注意シ破損若ハ異狀ヲ呈シ危險ノ虞アリト認ムルトキハ直ニ運轉ヲ中止シ其旨口頭又ハ書面ヲ以テ最寄警察官吏ニ届出指揮ヲ待ツヘシ
 四 道路ニ於テ他ノ車馬ト併行シ又ハ競争スヘカラス
 五 自動車二輛以上同方向ニ行進スルトキハ後車ハ前車ニ對シ二十間以上ノ距離ヲ取ルヘシ
 六 進路ニ歩行者又ハ車馬ノ往來アルトキハ二十間以上ノ距離ニ於テ警鈴ヲ鳴ラン警戒スヘシ
 若シ前者覺知セス危險ノ虞アルトキハ直ニ駐車スヘシ

わが国最初の自動車取締規則をつくった愛知県の4カ月後に石川県でも取締規則をつくっている



北陸本線粟津駅まで電車で10銭、自動車で30銭だった

Table with columns: 地方, 馬車 (乗用, 荷積), 牛車, 荷車, 自働車, 人力車, 自轉車, 其他. Includes a sub-table for '地方別 (大正三年三月三十一日)'.

Table with columns: 地方, 馬車 (乗用, 荷積), 牛車, 荷車, 自働車 (乗用, 荷積用), 人力車, 自轉車 (自動, 通常), 其他. Includes a sub-table for '地方別 (大正四年三月三十一日)'. Includes a note at the bottom: '本表中宮城縣ニ於テハ自轉車ノ自動、通常ノ區別ヲ、兵庫縣ニ於テハ荷積用馬車、牛車ノ區別ノ調査ヲ缺クヲ以テ其ノ總數ヲ掲ク愛知、鳥取、沖繩ノ三縣ハ調査ナキヲ以テ之ヲ闕ク'.

164. 諸 車

	馬 車		牛 車	荷 車	自 動 車		人 力 車	自 轉 車		
	乗 用	荷 積 用			乗 用	荷 積 用		自 動	通 常	
大正	9	6,178	252,747	44,455	2,143,397	7,023	889	110,405	2,478	2,051,104
"	10	5,827	269,378	52,116	2,203,406	8,265	1,383	106,861	3,422	2,319,089
"	11	5,463	285,206	55,221	2,219,374	9,992	2,099	110,511	4,591	2,812,478
"	12	4,912	288,808	63,449	2,185,345	11,679	3,058	89,149	5,790	3,208,406
"	13	4,359	292,213	69,163	2,178,600	14,809	5,778	85,434	8,966	3,675,359
"	14	3,905	306,038	66,308	2,186,775	18,562	7,884	79,832	12,378	4,070,614
昭和	1	3,308	304,778	74,929	2,148,555	24,970	10,832	61,949	15,306	4,370,959
"	2	2,738	306,473	87,358	2,142,590	31,826	14,467	55,530	17,705	4,751,678
"	3	2,232	315,933	85,278	2,116,281	40,281	20,252	43,463	19,028	5,025,124
"	4	1,607	305,988	88,441	2,056,817	45,843	25,698	33,080	21,380	5,318,090
地 方 別 (昭和五年三月三十一日)										
總 數(内地)		1,607	305,988	88,441	2,056,817	45,843	25,698	33,080	21,380	5,318,090
北海道		—	75,838	—	—	882	341	—	378	87,499
青森県		238	12,321	31	8,916	362	100	449	100	35,033
岩手県		6	4,877	10	8,477	374	168	355	78	27,895
宮城県		2	7,844	458	16,165	469	255	690	224	66,537
秋田県		31	2,949	29	14,988	369	80	305	83	29,922
山形県		—	4,399	340	41,646	416	255	892	127	73,877
福島県		6	6,053	950	35,927	642	290	732	282	94,622
茨城県		10	18,851	—	70,235	650	422	157	192	134,369
栃木県		19	7,462	309	33,062	651	251	708	303	113,125
群馬県		7	3,090	1,181	43,901	604	525	—	468	124,812
埼玉県		4	3,159	6,788	56,551	731	878	913	353	188,450
千葉県		21	7,576	8,066	51,032	744	639	849	209	112,506
東京都		9	7,502	7,780	138,371	10,455	7,548	597	3,570	513,096
神奈川県		24	2,995	7,179	69,147	1,696	1,286	1,774	594	148,619
新潟県		4	5,895	8,612	87,475	962	566	2,085	308	131,104
富山県		—	2,178	37	19,814	349	239	455	207	52,816
石川県		—	2,051	5	22,794	387	266	310	184	40,096
福井県		—	1,082	123	27,797	318	128	443	114	44,770
山梨県		4	1,778	152	21,974	433	232	282	69	38,797
長野県		1	6,619	216	66,160	946	654	60	412	131,065
岐阜県		1	5,811	148	60,475	519	344	600	210	119,426
静岡県		143	5,946	1,324	89,005	1,521	995	1,200	860	200,953
愛知県		2	7,295	5,707	155,323	1,813	1,282	1,247	1,331	361,591
三重県		28	2,249	1,237	101,333	510	380	1,195	480	133,010
滋賀県		11	738	1,051	59,761	381	292	98	244	89,819
京都府		5	688	3,475	56,474	1,688	898	916	1,140	167,481
大阪府		—	7,375	10,877	109,304	3,520	1,315	3,186	2,155	347,664
兵庫県		5	6,660	6,825	93,161	2,377	902	807	1,097	302,007
奈良県		—	394	2,303	26,828	331	209	724	282	45,103
和歌山県		2	958	2,754	20,716	391	105	541	135	66,310
鳥取県		—	1,449	11	23,059	215	83	204	154	36,776
島根県		2	2,037	26	21,606	321	234	512	141	48,725
岡山県		—	2,680	1,303	27,163	883	438	983	500	152,725
広島県		4	4,123	930	38,753	888	480	810	1,013	137,981
山口県		13	6,954	1,867	32,359	831	299	494	324	84,092
徳島県		—	1,452	599	31,035	407	126	533	119	68,034
香川県		—	251	1,123	20,032	352	161	763	150	82,395
愛媛県		19	2,257	841	29,405	375	190	953	190	72,010
高知県		13	1,904	368	16,900	505	149	381	279	71,040
福岡県		101	18,875	1,759	118,599	1,902	638	681	1,002	209,547
佐賀県		10	3,378	49	26,076	525	150	556	134	59,644
長門県		22	2,139	130	12,662	457	136	745	151	22,497
熊本県		296	12,861	237	20,100	866	257	150	290	89,846
大分県		27	7,231	22	11,016	741	82	452	150	51,075
宮崎県		128	6,287	74	14,383	327	177	522	113	46,658
鹿児島県		276	7,077	1,131	6,174	714	252	845	462	60,860
沖縄県		113	2,400	4	683	43	1	926	19	2,011
朝鮮		76	3,633	109,275	28,948	2,375	362	3,315	596	124,819
臺灣		4	18,134	45,821	7,088	1,042	314	3,899	135	92,925
南洋		3,983	—	1	1,263	212	—	26	4,757	—
東 洋		1,828	—	19,137	9,235	1,052	—	3,876	23,372	—
南 洋		1,231	—	—	137	—	—	5	687	—

本表ニハ免稅ノモノヲ包含セス。沖縄縣及内地以外ハ昭和三年度ヲ掲ク。樺太ノ馬車ニハ馬糞ヲ含ム。關東州ノ牛車ニハ荷馬車ヲ含ム。

佐々木 烈 (ささき・いさお)



昭和4年(1929年)3月新潟県佐渡郡佐和田町に生まれる。旧制府立第七中学校中退、慶応外国語学校英語科卒業。佐々木梱包興業自営、解散後、国際自動車株式会社入社。国際ハイヤー株式会社を経て、平成元年定年退職後、日本の自動車史研究に携わる。現在、千葉県船橋に在住。

○著書など

昭和55年11月『街道筋に生きた男たち』出版、総合出版センター
 昭和60年6月『ザ・運転士』出版、総合出版センター
 昭和63年8月『車社会その先駆者たち』出版、株式会社理想社
 平成6年4月『明治の輸入車』出版、日刊自動車新聞社
 平成11年1月『佐渡の自動車』出版、株式会社郷土出版社
 平成16年3月『日本自動車史』出版、三樹書房
 平成17年5月『日本自動車史II』出版、三樹書房
 平成24年6月『日本自動車史 写真・史料集』出版、三樹書房
 その他、「軽自動車情報」全国軽自動車協会連合会機関誌、「トラモンド」株式会社トラモンド社、「日刊自動車新聞」など自動車関係記事多数執筆。

日本自動車史
都道府県別 乗合自動車の誕生
写真・史料集

2013年2月26日 初版発行

著者 佐々木 烈

発行者 小林 謙一

発行 三樹書房

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 1-30

TEL 03(3295)5398

FAX 03(3291)4418

印刷・製本 株式会社 シナノ パブリッシング プレス

©Isao Sasaki/MIKI PRESS 三樹書房 2013

本書の全部または一部、あるいは写真などを無断で複写・複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著作者及び出版社の権利の侵害になります。

個人使用以外の商業印刷、映像などに使用する場合はあらかじめ小社の版權管理部に許諾を求めて下さい。

落丁・乱丁本は、お取り替え致します。

Printed in Japan